

平成 24 年 5 月 15 日

各 位

会社名 三浦工業株式会社  
代表者名 取締役社長 高橋 祐二  
(コード番号 6005 東証・大証第一部)  
問合せ先 取締役副社長 野口 明彦  
(電話 089-979-7010)

## 役員退職慰労金制度の廃止および株式報酬型ストック・オプション (新株予約権) の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しの一環として、役員退職慰労金制度を廃止するとともに、取締役に対する報酬として株式報酬型ストック・オプション制度の導入に関する議案を、平成24年6月28日開催予定の第54回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 目的

役員報酬の一環として、当社取締役の企業価値増大への意欲や株主重視の経営意識を一層高め、これまで以上に株主の皆様と株価変動のメリットおよびリスクを共有する仕組みを設けるため、役員退職慰労金制度を廃止し、当社の取締役に対して新たに株式報酬型ストック・オプション制度を導入するものです。

#### 2. 内容

##### (1) 役員退職慰労金制度の廃止

当社の取締役および監査役に対する役員退職慰労金制度を、平成24年6月28日開催予定の定時株主総会終結時をもって廃止いたします。

なお、本定時株主総会終結後も引き続き在任する取締役および監査役については、在任期間に応じた退職慰労金を打ち切り支給することとし、その支給時期については各取締役および監査役の退任時とすることとします。

##### (2) 株式報酬型ストック・オプションの導入

役員退職慰労金制度の廃止にともない、取締役について、株式報酬型ストック・オプションとして新株予約権を割り当てることとし、本定時株主総会に当社の取締役に対するストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額およびその具体的な内容決定についての議案を付議いたします。

なお、取締役に対する株式報酬型ストック・オプションの具体的な内容は、別紙「株式報酬型ストック・オプション(新株予約権)の内容」のとおりです。

## 株式報酬型ストック・オプション（新株予約権）の内容

### 1. 新株予約権の総数ならびに目的となる株式の種類および数

#### (1) 新株予約権の総数

1,000個を、各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権の個数の上限とする。

#### (2) 目的となる株式の種類および数

当社普通株式100,000株を、各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権の目的である株式の総数の上限とする。新株予約権1個当たりの目的となる株式数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。

なお、当社が合併、会社分割、株式無償割当て、株式分割または株式併合等を行うことにより、付与株式数の変更をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。

### 2. 新株予約権の払込金額

新株予約権の割当日において、ブラック・ショールズモデルにより算定された公正価額を払込金額とする。

なお、新株予約権の割り当てを受けた者は、払込金額の払込みに代えて、当社に対する報酬債権と相殺するものとする。

### 3. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により、発行または移転される株式1株当たりの金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

### 4. 新株予約権を行使できる期間

新株予約権の割当日の翌日から30年以内とする。

### 5. 新株予約権の行使の主な条件

新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を一括して行使するものとする。

### 6. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を必要とするものとする。

### 7. その他新株予約権の内容

上記1. から6. の細目および新株予約権に関するその他の内容については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定めることとする。

以 上